

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 推進体制の確立

地域における福祉を充実させるため、地域住民をはじめ、民生委員児童委員、ボランティア、当事者団体、障害者支援団体、社会福祉協議会等の関係者及び関係機関との連携に努め、当事者のニーズを反映した施策の推進にあたります。

2. 国・県・近隣市町村との連携

障害のある人に関する各種施策の展開については、福祉・保健・医療・教育・就労・まちづくり等をはじめとする庁内の関係各課との連携を図るとともに、それぞれの役割を検討しながら、より効果的・効率的なサービスの提供に努めます。

また、広域的に対応すべき施策については、国・県及び古河・坂東障害福祉圏域との密接な連携を図りながら施策を推進します。

第2節 計画の点検・評価

「境町第3次障害者計画」の計画期間は6年、「境町第5期障害福祉計画（※障害児福祉計画を含む）」の計画期間は3年となっています。

両計画の実施状況については、当事者や障害者団体、障害福祉サービス事業所等からの意見を参考にしながら、事業内容やサービス見込量の達成状況、地域生活への移行状況等についてPDCAサイクルによる点検・評価を行い、次期計画に反映していきます。

また、計画の進行状況や点検・評価の結果については、町の広報、ホームページ等により、広く町民に周知を図ります。

